（設備導入促進法人に関する経過措置）

第九条　旧産競法第六十一条第一項に規定する設備導入促進法人（以下この条において単に「設備導入促進法人」という。）の平成二十九年度の事業報告書及び収支決算書については、なお従前の例による。

2　設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始まる事業年度に係る事業計画及び収支予算については、なお従前の例による。

3　設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始まる事業年度は、施行日の前日に終わるものとする。

4　設備導入促進法人の平成三十年四月一日に始まる事業年度の事業報告書及び収支決算書については、なお従前の例による。この場合において、設備導入促進法人は、事業報告書及び収支決算書を、施行日から三月以内に、経済産業大臣に提出しなければならない。

（創業支援事業計画に関する経過措置）

第十条　この法律の施行の際現に旧産競法第百十三条第一項の認定（旧産競法第百十四条第一項の変更の認定を含む。）を受けている創業支援事業計画については、第一条の規定による改正後の産業競争力強化法第百十三条第一項の認定を受けた創業支援等事業計画とみなす。

（中小企業承継事業再生計画に関する経過措置）

第十一条　施行日前にされた旧産競法第百二十一条第一項の認定の申請であって、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧産競法第百二十一条第一項の認定（旧産競法第百二十二条第一項の変更の認定を含む。）を受けている中小企業承継事業再生計画は、なおその効力を有するものとし、当該中小企業承継事業再生計画及び前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた中小企業承継事業再生計画に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、特定許認可等に基づく地位の承継等、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の特例、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定に関する準備行為）

第十二条　第二条の規定による改正後の産業競争力強化法（以下「第二条改正後産競法」という。）第六十八条第一項の認定を受けようとする者は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「第二号施行日」という。）前においても、第二条改正後産競法第六十八条第二項の規定の例により、その申請を行うことができる。

（株式会社産業革新機構の定款の変更等に関する経過措置）

第十三条　株式会社産業革新機構は、第二号施行日までに、次に定めるところにより、定款の変更をするものとする。

一　その目的を第二条改正後産競法の規定に適合するものとすること。

二　その商号を株式会社産業革新投資機構とすること。

三　当該定款の変更の効力が発生する日を第二号施行日とすること。

2　第二号施行日において現にその名称中に産業革新投資機構という文字を使用している者については、第二条改正後産競法第八十五条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

（中小企業等経営強化法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　第三条の規定による改正前の中小企業等経営強化法（以下この条において「旧中小強化法」という。）第十三条第一項の認定を受けた経営力向上計画は、第三条の規定による改正後の中小企業等経営強化法（次項及び第三項において「新中小強化法」という。）第十三条第一項の認定を受けた経営力向上計画とみなす。

2　この法律の施行の際現に旧中小強化法第二十一条第一項の認定を受けている者の当該認定に係る施行後最初の更新については、新中小強化法第二十八条第一項中「五年ごと」とあるのは、「産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日から起算して五年を経過する日までの間において政令で定める期間を経過する日まで」とする。

3　この法律の施行の際現に旧中小強化法第二十一条第一項又は第二十六条第一項の認定を受けている者に対する新中小強化法第三十一条（新中小強化法第三十七条において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

（中小企業倒産防止共済法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条　第二号施行日前に生じた第五条の規定による改正後の中小企業倒産防止共済法第二条第二項第三号に規定する事態に相当する事態に係る共済金の貸付けについては、なお従前の例による。

2　第五条の規定による改正前の中小企業倒産防止共済法（以下この項において「旧共済法」という。）の定めるところにより締結された共済契約（以下この項において「旧共済契約」という。）であって、第二号施行日前に旧共済法第七条第二項第一号に規定する一定の月分以上について掛金の納付を怠った場合における旧共済契約の解除については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十六条　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十七条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（登録免許税法の一部改正）

第十八条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第百十九号の次に次のように加える。

百十九の二　認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定		
産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第六十八条第一項（認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定）の認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の認定（更新の認定を除く。）	認定件数一件につき一万五千円	

（情報処理の促進に関する法律の一部改正）

第十九条　情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項第十二号中「（平成十一年法律第十八号）第四十条第一項各号」を「第五十二条第一項各号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第四十条に規定する業務を行うこと。

第二十条　情報処理の促進に関する法律の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第七十七条に規定する業務を行うこと。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第二十一条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十六条第五項の表第十六条第一項から第三項まで並びに第十七条第一項第一号及び第二号の項中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に、「第十七条第一項第一号」を「第十九条第一項第一号」に改め、同表第十八条第一項第一号の項中「第十八条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号」に改め、同表第四十五条第一項の項中「第四十五条第一項」を「第五十七条第一項」に改め、同表第四十六条第一項の項中「第四十六条第一項」を「第五十八条第一項」に改め、同表第四十六条第四項の項中「第四十六条第四項」を「第五十八条第五項」に改め、同表第四十七条第一項の項中「第四十七条第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同表第四十八条第二項の項中「第四十八